

令和5年4月1日施行 の条文に完全対応！

逐条解説

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第五次新訂

木田 宏【著】 教育行政研究会【編著】



A5判・760ページ

定価4,950円(本体4,500円+税10%)

- 我が国唯一の「地教行法」の逐条解説書！教育行政関係者必携の実務書。
- 「地教行法」条文解説の決定版！本書で「地教行法」の精確な解釈と運用がよくわかる。
- 第五次新訂では、平成29年改正、平成30年・令和元年改正、令和5年4月1日施行の教職員研修制度の改正や地方公務員法制の改正に対応！

【平成29年改正】

共同学校事務室の規定の整備、学校運営協議会の設置の努力義務化等の措置

【平成30年・令和元年改正】

文化財の保護や特定社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務の地方公共団体の長への権限移譲等

組 見 本

注 解

第47条の4 386

めることを認めたものである。

六 異費負担教職員の職務は、市町村教育委員会が監督する（法四三）ことから、市町村の学校の事務職員及び共同学校事務室の職員に対する職務監督については、いずれも市町村教育委員会に属する。実際の職務監督については、所屬する学校の職務に当たる場合においては校長の監督を、共同学校事務室の職務に当たる場合においては校長の監督を受けることとなる。業務外における信用失墜行為等の監督責任については校長も責任を負うものではない。

なお、平成29年度改正時に、教職員定数の算定に関する特例の改正として、小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、共同学校事務室が置かれている場合に事務職員の特別算入を行うことができることとした（義務教育学校設置法一五（五）及び同法施行令七五）。

【注 解】

1 事務職員がつかさどる事務その他の事務については、事務職員が処理することとされている事務のほか、例えば自治法等により、事務の共同処理の対象となる学校の校長等に委任される事務事務の校長等を含む。なお、校長以外の事務を共同学校事務室の事務とする場合は想定していない。

2 共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものについては、本法施行令第七の二において、①教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務、②教職員への給与及び旅費の支給に関する事務、③その他共同学校事務室において共同処理することが効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定めるものがあてはまる。

3 当該職員をもって室長に充てることが困難であるときその他特別事情があるときは、例えば、共同学校事務室を設置して事務の共同処理を行う学校の事務職員に経験の浅い職員ばかりで過半数がいいる場合などが考えられ、このような場合には、例えば、事務室が置かれる学校の校長が室長を兼ねることなどが想定される。

改正経過

参照条文

改正経過

〔改正経過〕 平成29年法律第二十号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第二十号）の四（第四十七条の三）に繰り上げ、本条を追加。

〔註 解〕

一 本条は、平成29年の本法の改正により新設されたものである。

公立小中学校の事務職員の配置状況は、校当たり約一人であり、平成二八年五月時点、学校事務をいかた効率的に実施する場合は学校運営を考えると大きな課題であった。複数の学校において実施する業務を共同で実施するという方法は、平成二〇の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」において、「学校事務、業務の共同実施を推進するための方策を検討する」として提案された。その後、学校事務の共同実施に関する事務職員の追加配置等を通じて、共同実施の取組が普及してきた。共同実施の形態については、例えば、同一程度集まった業務を行う方法や各校の事務職員を集中配置するものなど、各教育委員会において自主的に運用されているが、その態様は様々であり、実施に当たっての権限や責任が明確でない、共同実施を行う業務の範囲が曖昧であるといった課題があった。このような背景を踏まえ、平成29年に本法を改正し、共同学校事務室の設置を制度化するとともに、共同実施を行う場合の職務監督に係る責任、権限関係や業務範囲の明確化を図ることとした。共同学校事務室において複数の職員が業務を遂行すること、ミスや不正の防止、学校間の事務処理の標準化、O・Dの実施による事務職員の育成及び資質の向上などを通じた事務処理のさらなる効率化が期待されるところである。

なお、本条の制定と同じ改正法（義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るの公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（平成29年法律第九号））において、学校における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の役割について「事務に従事する」から「事務をつかさ

第二節 共同学校事務室

第四十七條の四 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所屬に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七條第十四項、第四十九條の八、第六十二條、第七十條第一項及び第八十二條の二の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務を除く）を共同処理するものとして政令で定めるもの（以下「共同処理するもの」とする。）を当該学校の事務組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長及び職員は、第一項の規定による指定を受けた事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、長に充てることが困難であるときその他特別事情があるときは、当該室長に充てることができる。

5 前三項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し、必須事項は、学校教育法三十七（事務職員の職務）

〔註 解〕

平成29年法律第二十号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第二十号）の四（第四十七条の三）に繰り上げ、本条を追加。

〔註 解〕

第四十九條の四 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所屬に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七條第十四項、第四十九條の八、第六十二條、第七十條第一項及び第八十二條の二の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務を除く）を共同処理するものとして政令で定めるもの（以下「共同処理するもの」とする。）を当該学校の事務組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長及び職員は、第一項の規定による指定を受けた事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、長に充てることが困難であるときその他特別事情があるときは、当該室長に充てることができる。

5 前三項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し、必須事項は、学校教育法三十七（事務職員の職務）

番号を付けたキーワードを後述の【注解】で解説



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

総目次

〔解説編〕

序章 理念・概要・関係諸法律
第一章 総則
第二章 教育委員会の設置及び組織
 第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議
 第二節 事務局
第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限
第四章 教育機関
 第一節 通則
 第二節 市町村立学校の教職員
 第三節 共同学校事務局
 第四節 学校運営協議会

第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等
第六章 雑則
附則
【補遺】

〔法令編〕

法律・政令／通達等／法制意見

〔附録〕

教育委員会の歩み／教育委員会制度に対する各種審議会の意見等／諸外国の地方自治制度 等

第五次新訂に当たって（抄）

今日、教育行政を取り巻く社会状況が大きく変化するなかで、教育行政も転換期を迎えている。新型コロナウイルス感染症の流行により、学校においても感染症対策に留意しつつ教育活動を行うことが必要となった。また、学校におけるデジタル化の推進により、一人一台端末が整備され、数年前とは授業風景も大きく様変わりしている。

このほか、いじめや虐待事案への対応、教職員のなり手不足や学校における働き方改革等の早急に取り組まなければならない課題もある。また、人生100年時代を迎え、「学び直し」の重要性が指摘されるなど生涯学習や社会教育の振興もより一層重要となっている。

また、多様化・複雑化する課題に適切に対応していくためには、教育委員会において外部との連携を図っていくことが必要である。折しも、本年4月からこども家庭庁が発足し、今後、同庁の下でこども政策が一元的に推進されていく中で、地方教育行政においても、総合教育会議等を通じて首長との間での連携を図り、福祉部局等の他の行政分野との融合を図っていくことがより一層求められていく。

教育委員会は引き続き教育行政の最前線で、これらの課題に向き合っていく重責を担うこととなる。（中略）教育行政を取り巻く状況が日々変化するなかにおいて、着実に教育行政を推進していくためには、本法に規定する諸制度の基本をしっかりと把握し、運用の幅と限界を踏まえることが求められる。

本書は、（中略）これまで故木田宏先生をはじめ文部省（文部科学省）の諸先輩方の見識をもとにまとめられ、版を重ねるなかで多くの教育行政関係者に活用されてきたものである。今回の改訂で第五次改訂となるが、今回の改訂では、従来の解説を継承しつつ、第四次改訂以降の改正を踏まえた内容への更新を行った。

本改訂版が引き続き多くの教育行政関係者の目に触れ、地方教育行政の一層の発展に資すれば幸いである。

令和5年1月

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長 堀野 晶三

詳細・試し読み・お申込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書（第一法規刊）

逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第五次新訂

●定価4,950円（本体4,500円＋税10%）【コード091355】

申込部数

部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのお購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、330円(税込)
3万円以下の場合、440円(税込)
10万円以下の場合、660円(税込)

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

〒

ご住所

機関名

部署名

公用
 私用

フリガナ

ご氏名

様

TEL

E-mail

@

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

地教行法五次 (091355) 2023.2 SE